

# 令和元年度（平成31年度）第5回

## 愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和元年8月26日(月) 午後4時00分～午後4時45分					
招集の場所	役場本庁3階 大会議室					
出席委員 14名  欠席委員 0名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別
	1	和喜田 重則	出	8	土居 尚行	出
	2	畑田 藤志郎	出	9	河野 仁	出
	3	岡添 蔦代	出	10	西崎 梅一	出
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	出
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出
	6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出
	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	2	畑田 藤志郎		3	岡添 蔦代	
職務のため 総会に出席 した者の氏名  推進委員 3名  事務局職員 2名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	澤近 英治		推進委員	吉見 元	
	推進委員	高平 幸和				
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	加洲 能子	
会議の内容	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第3号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)</p>					

令和元年度(平成 31 年度)第 5 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から令和元年度(平成 31 年度)愛南町農業委員会第5回定例総会を開会致します。</p>
議長(会長)	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 14 名中 14 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、2 番、畑田 藤志郎委員と 3 番、岡添 蔦代委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 9 番、脇本 660 番 1、地目・面積は田・340 m<sup>2</sup>で 3 条無償移転でございませう。経営面積は 33.1a でございませう。</p> <p>以上 1 件でございませう。申請につきましても、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思ひます。9 番お願ひ致します。</p>
委員	<p>譲受人は、現在耕作されており、継続して耕作されることに問題は無いと思ひます。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思ひます。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>

議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認くださいませようお願い致します。 受付番号20番、正木1240番1外3筆、地目・面積は田・1,511㎡、畑・294㎡でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。 受付番号21番、増田1343番、地目・面積は畑・771㎡でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。 受付番号22番、御荘深泥197番、地目・面積は畑・1,822㎡でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。 受付番号23番、御荘平城4090番2、地目・面積は田・388㎡でございます。転用目的は居宅・作業場でございます。また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地と判断されます。こちらは、先月、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請で許可いただいた案件でございます。変更申請の時点で、申請地の現状が農地であれば、計画変更の承認と併せて、第5条の許可が必要となりますので、今回申請が出されております。 受付番号24番、城辺甲3956番2、地目・面積は田・56㎡でございます。転用目的は進入路及び駐車場でございます。また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地と判断されます。

	<p>以上 5 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんが欠席されているので、事務局よりご報告を受けたいと思います。20 番お願ひ致します。</p>
事務局	<p>申請地は、篠山小中学校付近で県道篠山公園線を挟んだ道向かいの小高い水田地となっています。今年につきましても水稻の栽培をされていますが、貸付人は、高齢であり、また農業の担い手であります息子さんにつきましては、昨年身体を壊され、なかなか農業の継続が難しいとお聞きしています。今回、太陽光発電への転用の話があり、また以上の環境を加味し、本申請に至りました。以上です。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
委員	<p>計画の図面を見ますと、申請地にパネルが並び、その間に里道が見えるが、その辺りはよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>この里道につきましては、建設課所管の法定外公共物使用許可書をいただいで行うようになっております。許可も出ております。</p>
議長(会長)	<p>他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>21 番も、地元委員さんが欠席されているので、事務局お願ひ致します。</p>
事務局	<p>申請地は、国道 56 号線を〇〇商店より増田コミュニティセンター側に約 2.6 キロメートル入ったところになっています。最近、隣接地への太陽光発電施設の 5 条許可をしています。以前は豚舎が建っていましたが、現在は畑となっています。今回、太陽光発電への転用の話があり、今後の利用計画もなかったた</p>

	め、本申請に至りました。以上です。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	意見ではないですが、追加です。申請地の下が、うちの畑です。見えている倉庫みたいなので、昔、養豚をしていた。養豚をやめてから、何十年経つのですが、小屋も壊れ、下の畑にもトタンが飛ぶし、今、更地にしてすっきりはしています。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 22番お願い致します。
委員	場所は、集会所から南に行き、お宮の少し上です。随分、木も生え、原野みたいになっています。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 23番お願い致します。
委員	先月出た案件です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご

	意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 24 番お願い致します。
委員	譲渡人は、松山在住ですが、元々は愛南の方。譲受人が10年ほど前に家を新築したときに、進入路が曲がりくねっていたので、お互いに田んぼを交換したのですが、その時に手続きをしていなかった。そのことに関しては、始末書が出ております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。 次に議案第 3 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 3 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。 受付番号 75 番は再設定で、御荘長月 48 番 1、地目・面積は田・893 m <sup>2</sup> 、賃貸借で生産物は水稻、期間は 3 年でございます。 受付番号 76 番は再設定で、広見 1492 番 1、地目・面積は田・4,800 m <sup>2</sup> 、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。 受付番号 77 番は再設定で、上大道 184 番外 1 筆、地目・面積は田・2,049

	<p>m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物はたばこ、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号78番は再設定で、上大道202番外2筆、地目・面積は田・4,971 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻・たばこ、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号79番は再設定で、上大道276番外2筆、地目・面積は田・3,989 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物はたばこ、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号80番は再設定で、緑乙2019番外9筆、地目・面積は田・8,164 m<sup>2</sup>、畑・2,702 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は果樹、期間は6年でございます。</p> <p>受付番号81番は新規で、御荘平山325番、地目・面積は田・1,561 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は果樹、期間は10年でございます。</p> <p>受付番号82番は新規で、御荘平山47番外2筆、地目・面積は畑・3,141 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は果樹、期間は10年でございます。</p> <p>受付番号83番は新規で、緑乙695番、地目・面積は田・540 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は果樹、期間は20年でございます。</p> <p>受付番号84番は新規で、中川2214番1、地目・面積は田・2,958 m<sup>2</sup>、賃貸借で生産物は水稻・野菜、期間は3年でございます。</p> <p>受付番号85番は新規で、城辺甲179番1、地目・面積は田・937 m<sup>2</sup>、使用貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。</p> <p>以上11件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長 河野 仁

議事録署名人 畑田藤志郎

議事録署名人 岡添 葛代